

謹 告

特許訴訟の勝訴のお知らせ

弊社は、マイクロニードル（経皮吸収製剤）に関する特許¹（以下「本件特許」あるいは「本件特許権」などといいます。）を保有する株式会社バイオセレントック²から、弊社の製品が本件特許権を侵害するとの理由により、平成25年2月20日、東京地方裁判所（以下「東京地裁」といいます。）に弊社の製品の製造・販売等の差止めと損害賠償金の支払いを求める特許権侵害訴訟を提起されておりました（事件番号：東京地裁平成25年（ワ）第4303号）。

しかしながら、東京地裁には、平成26年9月25日に、原告：株式会社バイオセレントックの上記請求をすべて棄却する旨の判決を出し、これを不服とした原告は、知的財産高等裁判所（以下「知財高裁」といいます。）に控訴しましたが（事件番号：知財高裁平成26年（ネ）第10109号）、このほど（平成27年10月28日付けで）、知財高裁においても、控訴人：株式会社バイオセレントックの控訴をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されました（理由は、株式会社バイオセレントックが行使する本件特許には、新規性欠如の無効理由があり、弊社に対して権利行使することはできないというものです）。

なお、本件につきましては、別途、弊社が、本件特許は無効であるとして特許庁に無効審判請求を行っておりますが、これに関しても、既に知財高裁において2件、弊社の主張を入れた弊社勝訴判決が言い渡されております。（知財高裁平成25年11月27日判決〔事件番号：知財高裁（行ケ）第10134号〕、知財高裁平成27年3月11日判決〔事件番号：知財高裁平成26年（行ケ）第10204号〕）。

従いまして、弊社は、株式会社バイオセレントックから提訴された特許権侵害訴訟において、一審：東京地裁、控訴審：知財高裁のいずれにおいても勝訴し、また、関連する2件の知財高裁での審決取消訴訟で、いずれも勝訴し、すべての関連訴訟で勝訴をしております。

ご心配を頂いております関係各位に対しまして、以上の訴訟の経緯並びに現時点までの結果を謹んでご報告させていただきます。

¹ 特許第4913030号（発明の名称「経皮吸収製剤、経皮吸収製剤保持シート、及び経皮吸収製剤保持用具」）

² 本店所在地：京都市下京区河原町通五条上ル安土町618、代表者：高田康代